

寺院の適切な管理運営について

- ▷ 9. 信者その他の利害関係人から事務所備付け書類等の閲覧請求があった場合には

寺院活動支援部〈一般寺院担当〉

9. 信者その他の利害関係人から事務所備付け書類等の閲覧請求があった場合には

宗門では、宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（4月号）より『宗教法人の実務と運用の手引』の内容を掲載しております。

今号では、宗教法人法に規定される事務所備付け書類等の閲覧について、「9. 信者その他の利害関係人から事務所備付け書類等の閲覧請求があった場合には」を掲載いたします。

宗教法人法では、信者その他の利害関係人で、宗教法人の事務所備付け書類等（『宗報』8月号参照）の閲覧について、正当な利益があり、かつ不当な目的によるものでない者から請求があったときは、閲覧させなければならないこととされています。

これは、閲覧について正当な利益のある利害関係人の一層の利便を図るとともに、宗教法人の管理運営の透明性が高められ、それにより適正な運営が行われることを目的としたものです。

この閲覧請求制度は、寺院運営に疑義

のある者が、寺院関係者の権利として、備付け書類の開示を求める行為といえます。

そのため、代表者である住職は、役員等に寺院の運営実態や活動内容を開示し、併せて門信徒にも開示できる状況を整えておき、閲覧の請求がされることを必要としないよう、日頃から適正な寺院運営を行い、より積極的な宗教活動がなされることを期待するものです。

請求の対象となるのは、宗教法人法第25条第2項の書類及び帳簿です。これらの作成の元となった帳簿等（財産台帳、

会計帳簿、現金出納簿等）は対象ではありません。閲覧することに正当な利益がある信者その他の利害関係人の例としては、以下のような者が考えられます。

(1) 宗教法人と継続的な関係を有し、宗教法人の財産基盤の維持形成に貢献している門徒

(2) 宗教法人の管理運営上の一定の地位が規則等で認められている責任役員、門徒総代など

(3) 宗教法人と継続的な雇用関係にあり、一定の宗教上の地位が認められている所属僧侶

(4) 債権者

(5) 保証人

(6) 包括・被包括関係にある宗教団体（宗派）

(註1) 寺院備付けの「門徒名簿」

は、世帯主一名の記載が中心になつていますが、世帯のうち、ほかの誰が門徒であるかを明確にしておかないと、閲覧請求権者の判断に支障

をきたすことが予想されます。そのため、各寺院において「門徒」の基準を明確にして「門徒名簿」を作成する必要があります。

(註2) 「門徒名簿」作成の基準例

現状にあった基準を寺院で設定しますが、以下に基準となる例を示します。

① 護持会費等を納入している

② 葬儀・年忌・月忌参り等を依頼している

③ 寺院の行事に参加している

(註3) 「門徒名簿」は総局に届け出る必要があります。

なお、閲覧請求の目的が不当なものないことが条件であり、この「不当な目的」の例としては、以下のような目的が考えられます。

① 宗教法人を誹謗中傷するための資料を得る目的（第三者への提供を含む）

② 宗教法人が一般に公開していない情報を第三者に売却する目的

③ 恐喝など、宗教法人から不当に財産的利益を得ようとする目的

閲覧請求があつた場合、宗教法人は、個別の事例に応じ、その閲覧につき正当な利益があるか、不当な目的によるものでないか等を考慮した上で、請求に応じることがかの判断をしなければなりません。閲覧請求を拒否するとした場合、後日、閲覧を拒否された者が、裁判所に判断を求める場合がありますので、拒否する場合は根拠を明らかにしておくことが必要となります。

※閲覧における留意事項

(1) 閲覧に際して、書類等の複写又は書き写し等は、閲覧には該当いたしません。

(2) 宗教法人法に規定されているもののみが閲覧対象となることから、寺院規程第30条に規定する寺院備付書類等に含まれる家族名簿、坊守名簿、門徒名簿、過去帳又はこれに類する帳簿等は、閲覧対象ではありません。